

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	山本 香苗 (公明)	島田 三郎 (自民)	林 久美子 (民主)
理事	二之湯 智 (自民)	関口 昌一 (自民)	牧山 ひろえ (民主)
理事	丸川 珠代 (自民)	柘植 芳文 (自民)	薬師寺みちよ (みんな)
理事	吉川 沙織 (民主)	堂故 茂 (自民)	吉良 よし子 (共産)
理事	若松 謙維 (公明)	藤川 政人 (自民)	片山 虎之助 (維新)
理事	渡辺美知太郎 (みんな)	舞立 昇治 (自民)	又市 征治 (社民)
	井原 巧 (自民)	石上 俊雄 (民主)	主演 了 (生活)
	石井 正弘 (自民)	江崎 孝 (民主)	
	磯崎 陽輔 (自民)	難波 奨二 (民主)	(26. 2. 7 現在)

(1) 審議概観

第186回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案13件（うち本院先議1件）、衆議院提出法律案2件（いずれも総務委員長提出）、承認案件1件及び日本放送協会（NHK）の決算3件の合計19件であり、いずれも可決、承認又は是認した。

また、本委員会付託の請願2種類33件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

行政制度 行政不服審査法案は、行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るため、不服申立ての種類の一元化、審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入等を行おうとするものであり、衆議院において、この法律の施行状況についての検討規定を附則に追加する修正が行われた。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、行政不服審査法の施行に伴い、関係法律の規定の整

備等を行おうとするものである。

行政手続法の一部を改正する法律案は、国民の権利利益の保護の充実に図るため、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度を整備する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、行政の自己反省機能を強化する法改正の意義、審理員の専門性・独立性及び第三者機関の公正性の確保、改正後の再調査の請求や難民不服申立制度等の適切な運用等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、行政不服審査法案及び行政不服審査法関係法律整備法案はそれぞれ多数をもって、行政手続法改正案は全会一致をもって、原案どおり可決された。なお、行政不服審査法案に対し、附帯決議が付された。

行政書士法の一部を改正する法律案は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図る

ため、所定の研修の課程を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成することを業とすることができることとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長高木陽介君から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

地方行財政 **地方交付税法の一部を改正する法律案**は、地方財政の状況等に鑑み、震災復興特別交付税のうち、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成24年度の決算において不用となった金額を減額するとともに、復興事業等の実施のため、平成25年度分の震災復興特別交付税について加算措置を講ずるほか、補正予算により増加した同年度分の地方交付税の額の一部を、平成26年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものである。

委員会においては、補正予算で増額した地方交付税を翌年度に繰り越す理由と妥当性、震災復興特別交付税の用途の在り方、除排雪経費に係る特別交付税措置の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案は、税制抜本改革を着実に実施するための法人住民税法人税割の税率の引下げ、地方法人特別税の税率の引下げ及びこれに伴う法人事業税の税率の引上げ、自動車取得税の税率の引下げ及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置の拡充、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の税率の特例措置の拡充、軽自動車税の税率の引上げ等

並びに東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等の措置の延長等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成26年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正、公共施設等の除却に係る地方債の特例措置の創設、地方法人税の地方交付税対象税目への追加等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、地方交付税制度の在り方、地域の元気創造事業費に係る算定指標の妥当性、地方交付税の別枠加算の意義、軽自動車税の税率の引上げの影響と課題、地方法人課税の見直しの方向性等について質疑が行われた。討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案は、過疎地域自立促進特別措置法の実施の状況に鑑み、過疎地域の要件を追加するほか、過疎対策事業債の対象経費を拡充しようとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長高木陽介君から趣旨説明を聴取した後、自治体の要望を踏まえた過疎対策事業債の対象拡充の必要性、人口減少下における今後の過疎対策の在り方、限界集落対策の成果と関係省庁間の連携の必要性等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改

正する法律案は、成田国際空港周辺地域における公共施設等の計画的な整備を促進するため、「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」の有効期限を5年間延長し、平成31年3月31日までとするものである。

委員会においては、財政上の特別措置を継続する必要性、空港周辺地域整備計画に基づく事業の今後の見通し、年間発着枠拡大等による空港周辺地域住民への健康上の影響等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案は、地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保しようとするものである。

委員会においては、地方自治体における人事評価制度の運用の在り方、退職管理に係る規定が国家公務員法と異なる理由、自律的労使関係制度の検討に係る見解等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

地方自治法の一部を改正する法律案は、地方制度調査会の答申を踏まえ、指定都市制度の見直し、中核市制度と特例市制度の統合、新たな広域連携の制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、総合区制度の創設の意義と導入の見通し、指定都市都道府県調整会議に係る総務大臣の勧告の位置付け、特例市から中核市への円滑な移行のための支援策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を行おうとするものである。

委員会においては、事務・権限の移譲に伴う地方公共団体への人員及び財源措置の必要性、国の出先機関の見直しの在り方、地方分権改革の課題と今後の検討方針等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

情報通信 電気通信事業法の一部を改正する法律案は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、電気通信設備の管理体制の拡充を図るとともに、技術基準等の適用対象となる電気通信事業者の範囲の拡大等を行うほか、技術基準適合認定等の表示方法に係る規定の整備等を行おうとするものである。

委員会においては、近年における電気通信事故の発生状況と事故報告制度の在り方、電気通信設備統括管理者の導入理由、電気通信主任技術者に対する講習制度の意義等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

電波法の一部を改正する法律案は、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、災害時に非常通信を行う無線局等に係る手数料等を免除するほか、技術基準適合証明等の表示方法に係る規定の整備等を行おうとするものである。

委員会においては、携帯電話事業者に対し電波利用料の軽減を行う理由、電波

利用料の受益と負担の在り方、ラジオ放送の難聴解消に向けた取組等について質疑が行われた後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案は、近年における放送をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえ、日本放送協会がインターネットを通じて提供する放送番組等の対象を拡大するとともに、民間の基幹放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社に係る認定の要件の緩和等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、放送の地域性確保と放送事業者の経営基盤強化の在り方、マスメディア集中排除原則の今後の在り方、NHKによるインターネットサービスの今後の展開等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

NHK 日本放送協会平成二十二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書、日本放送協会平成二十三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書及び日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書は、日本放送協会の各年度の決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成22年度の貸借対照表の一般勘定については、資産合計は8,772億円、負債合

計は3,105億円、純資産合計は5,667億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,801億円、経常事業支出は6,495億円、経常事業収支差金は306億円となっている。

平成23年度の貸借対照表の一般勘定については、資産合計は8,967億円、負債合計は3,076億円、純資産合計は5,891億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,935億円、経常事業支出は6,669億円、経常事業収支差金は265億円となっている。

平成24年度の貸借対照表の一般勘定については、資産合計は9,300億円、負債合計は3,214億円、純資産合計は6,086億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,591億円、経常事業支出は6,469億円、経常事業収支差金は121億円となっている。

委員会においては、3件を一括して議題とし、新放送センター建設の見通し、受信料支払率の向上に向けた取組、災害時に備えた公共放送の機能強化等について質疑が行われ、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって是認された。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK平成26年度予算）は、収支予算では一般勘定事業収支において、収入が6,629億円、支出が6,539億円で、事業収支差金は90億円を確保するとし、事業計画では、3か年経営計画の最終年度として、「公共」「信頼」「創造・未来」「改革・活力」の4つの重点目標の達成に全力で取り組んでいくとしている。

委員会においては、NHK会長の言動等に対する視聴者からの批判と受信料収入に与える影響、今後の事態收拾と信頼回復に向けた取組、国際放送の在り方、

最近の不祥事と再発防止策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月24日～25日、兵庫県及び京都府における行財政状況、消防及び情報通信等に関する実情調査のため、委員派遣を行った。

3月11日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について新藤総務大臣から所信を聴取し、平成26年度総務省関係予算に関する件について関口総務副大臣から、平成26年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について原人事院総裁からそれぞれ説明を聴取した。

また、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

3月13日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成26年度人事院業務概況に関する件について、これまで郵便局が公益性・地域性を発揮してきた取組に対する評価、大規模災害等に備えた無料無線LAN環境の早期整備の取組、政策評価による政策の生産性向上のための具体的取組、法人税の実効税率引下げによる国及び地方財政への影響等の質疑を行った。

また、平成26年度地方財政計画に関する件について新藤総務大臣から概要説明を聴取した後、関口総務副大臣から補足説明を聴取した。

3月14日、公共放送の在り方に関する件について、靱井NHK会長の一連の発言問題についての会長及び経営委員会委員長の所見、NHKにおけるスーパーハイビジョン（4K・8K）等の今後の開発計画、NHKに対する信頼低下に関する

総務大臣の認識等の質疑を行った。

3月17日、予算委員会から委嘱を受けた、平成26年度内閣所管（人事院）及び総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、東京オリンピック・パラリンピックでのICTの活用と行政分野におけるICT化に向けた大臣の決意、日本型郵便インフラシステムのアジア諸国への展開、普通交付税算定における合併算定替特例期間終了後の地方財政安定化策、東日本大震災被災自治体に対する補助金等の弾力的な運用の必要性等の質疑を行った。

3月20日、自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築及び東日本大震災への対応に関する決議を行った。

4月22日、日本放送協会の事業運営に関する実情調査のため、NHK放送センターの視察を行った。

5月13日、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、地方自治法改正、日本郵政株式会社の株式上場、日本放送協会の役員人事、4K・8Kテレビの普及促進、人口減少時代の地方自治体経営、地方法人課税の改革、電気通信事業分野における消費者相談、電波利用の在り方、日本郵便株式会社の契約社員の待遇、臨時財政対策債及び地方交付税の在り方、超高齢化社会における地方財政の課題等について質疑を行った。

また、上記視察について、視察委員から報告を聴取した。

5月29日、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、日本郵政株式会社等のユニバーサルサービス維持のための支援策、公務部門における人事政

策、地方法人課税の改革、人口減少、低所得化の下での行政の優先政策、国の出先機関の見直し、都道府県における女性

管理職の登用、日本放送協会における会長発言等の諸問題、公務員の雇用と年金の接続等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成26年2月7日(金) (第1回)

- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について新藤総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、関口総務副大臣、浜田復興副大臣、愛知財務副大臣、山本財務大臣政務官、伊藤総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長舛井勝人君及び同協会経営委員会委員長浜田健一郎君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

堂故茂君(自民)、江崎孝君(民主)、若松謙維君(公明)、渡辺美知太郎君(みんな)、吉良よし子君(共産)、片山虎之助君(維新)、又市征治君(社民)、主濱了君(生活)(閣法第1号)

賛成会派 自民、民主、公明、みんな、社民、生活

反対会派 共産、維新

- 委員派遣を行うことを決定した。
- 平成26年2月19日(水) (第2回)
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本放送協会平成二十二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
日本放送協会平成二十三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

以上3件について新藤総務大臣、参考人日本放送協会会長舛井勝人君及び会計検査院当局から説明を聴き、新藤総務大臣、上川総務副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長舛井勝人君、同協会経営委員会委員長浜田健一郎君、同協会専務理事塚田祐之君、同協会理事・技師長久保田啓一君、同協会理事森永公紀君、同協会理事福井敬君、同協会経営委員会委員(監査委員)上田良一君、同協会専務理事吉国浩二君、同協会理事上滝賢二君及び同協会副会長堂元光君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

島田三郎君(自民)、吉川沙織君(民主)、小西洋之君(民主)、若松謙維君(公明)、渡辺美知太郎君(みんな)、吉良よし子君(共産)、片山虎之助君(維新)、寺田典城君(結い)、又市征治君(社民)、主濱了君(生活)

○平成26年3月11日(火) (第3回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について新藤総務大臣から所信を聴いた。
- 平成26年度総務省関係予算に関する件について関口総務副大臣から説明を聴いた。
- 平成26年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について原人事院総裁から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 平成26年3月13日(木) (第4回)
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成26年度人事院業務概況に関する件について新藤総務大臣、上川総務副大臣、関口総務副大臣、藤川総務大臣政務官、葉梨財務大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長鈴木康雄君及び同株式会社専務執行役谷垣邦夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柘植芳文君（自民）、難波樊二君（民主）、石上俊雄君（民主）、若松謙維君（公明）、渡辺美知太郎君（みん）、吉良よし子君（共産）、片山虎之助君（維新）、寺田典城君（結い）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

- 平成26年度地方財政計画に関する件について新藤総務大臣から概要説明を聴いた後、関口総務副大臣から補足説明を聴いた。

- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）

以上両案について新藤総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年3月14日（金）（第5回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 公共放送の在り方に関する件について新藤総務大臣、上川総務副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会経営委員会委員長浜田健一郎君、同協会会長初井勝人君、同協会経営委員会委員（監査委員）上田良一君、同協会理事上滝賢二君、同協会副会長堂元光君及び同協会理事・技師長久保田啓一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉川沙織君（民主）、水野賢一君（みん）、吉良よし子君（共産）、片山虎之助君（維新）、寺田典城君（結い）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

○平成26年3月17日（月）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成二十六年一般会計予算（衆議院送付）
平成二十六年特別会計予算（衆議院送付）
平成二十六年政府関係機関予算（衆議院送付）

（内閣所管（人事院）及び総務省所管（公害等調整委員会を除く））について新藤総務大臣、上川総務副大臣、関口総務副大臣、谷復興副大臣、藤川総務大臣政務官、山本財務大臣政務官、中原国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

堂故茂君（自民）、藤末健三君（民主）、若松謙維君（公明）、渡辺美知太郎君（みん）、吉良よし子君（共産）、片山虎之助君（維新）、寺田典城君（結い）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成26年3月18日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）

以上両案について新藤総務大臣、関口総務副大臣、山本財務大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官、伊藤総務大臣政務官、原人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

井原巧君（自民）、江崎孝君（民主）、吉川沙織君（民主）、若松謙維君（公明）、渡辺美知太郎君（みん）、吉良よし子君（共産）、片山虎之助君（維新）、寺田典城君（結い）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

○平成26年3月20日（木）（第8回）

- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決し

た。

(閣法第10号)

賛成会派 自民、公明、生活

反対会派 民主、みん、共産、維新、結い、
社民

(閣法第11号)

賛成会派 自民、公明、生活

反対会派 民主、みん、共産、維新、結い、
社民

- 自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする
地方税財政制度の構築及び東日本大震災への
対応に関する決議を行った。

○平成26年3月25日(火) (第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正す
る法律案(衆第2号)(衆議院提出)につい
て提出者衆議院総務委員長高木陽介君から趣
旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理森山裕
君、同宮下一郎君、新藤総務大臣及び政府参
考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

藤末健三君(民主)、吉良よし子君(共産)、
寺田典城君(結い)、又市征治君(社民)、
主濱了君(生活)

(衆第2号)

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、
維新、結い、社民、生活

反対会派 なし

- 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の
特別措置に関する法律の一部を改正する法律
案(閣法第12号)(衆議院送付)について新
藤総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年3月27日(木) (第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の
特別措置に関する法律の一部を改正する法律
案(閣法第12号)(衆議院送付)について新
藤総務大臣、高木国土交通副大臣、小泉内閣
府大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送
協会会長榎井勝人君、同協会専務理事石田研
一君、同協会専務理事塚田祐之君、同協会理

事上滝賢二君及び同協会理事福井敬君に対し
質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

吉川沙織君(民主)、渡辺美知太郎君(みん)、
吉良よし子君(共産)、片山虎之助君(維新)、
寺田典城君(結い)、又市征治君(社民)、
主濱了君(生活)

(閣法第12号)

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、
維新、結い、社民、生活

反対会派 なし

○平成26年3月28日(金) (第11回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本放送協会平成二十二年度財産目録、貸借
対照表、損益計算書、資本等変動計算書及び
キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関
する説明書

日本放送協会平成二十三年度財産目録、貸借
対照表、損益計算書、資本等変動計算書及び
キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関
する説明書

日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借
対照表、損益計算書、資本等変動計算書及び
キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関
する説明書

以上3件をいずれも是認すべきものと議決し
た。

(NHK平成22年度決算)

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、
維新、結い、社民、生活

反対会派 なし

(NHK平成23年度決算)

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、
維新、結い、社民、生活

反対会派 なし

(NHK平成24年度決算)

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、
維新、結い、社民、生活

反対会派 なし

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認
を求めるの件(閣承認第1号)(衆議院送付)

について新藤総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長榑井勝人君から説明を聴き、同大臣、上川総務副大臣、藤川総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長榑井勝人君、同協会理事森永公紀君、同協会専務理事石田研一君、同協会理事福井敬君、同協会専務理事塚田祐之君、同協会経営委員会委員長浜田健一郎君、同協会理事木田幸紀君、同協会専務理事吉国浩二君、同協会理事板野裕爾君及び同協会理事・技師長久保田啓一君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

[質疑者]

堂故茂君（自民）、石井正弘君（自民）、島田三郎君（自民）、林久美子君（民主）、難波奨二君（民主）、若松謙維君（公明）、渡辺美知太郎君（みん）、吉良よし子君（共産）、東徹君（維新）、寺田典城君（結い）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

(閣承認第1号)

賛成会派 自民、公明、みん

反対会派 民主、共産、維新、結い、社民、生活

なお、附帯決議を行った。

○平成26年4月3日(木) (第12回)

○電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第74号)について新藤総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年4月8日(火) (第13回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第74号)について新藤総務大臣、上川総務副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会理事上滝賢二君、同協会理事福井敬君及び日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西室泰三君に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

石上俊雄君（民主）、渡辺美知太郎君（みん）、吉良よし子君（共産）、寺田典城君（結い）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）、片山虎之助君（維新）

(閣法第74号)

賛成会派 自民、民主、公明、みん、共産、維新、結い、社民、生活

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成26年4月10日(木) (第14回)

○電波法の一部を改正する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)について新藤総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年4月15日(火) (第15回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○電波法の一部を改正する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)について新藤総務大臣、上川総務副大臣、藤川総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

藤末健三君（民主）、難波奨二君（民主）、渡辺美知太郎君（みん）、吉良よし子君（共産）、寺田典城君（結い）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）、片山虎之助君（維新）、井原巧君（自民）、若松謙維君（公明）

(閣法第30号)

賛成会派 自民、民主、公明、共産、維新、結い、社民、生活

反対会派 みん

なお、附帯決議を行った。

○平成26年4月17日(木) (第16回)

○地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(閣法第47号)(衆議院送付)について新藤総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年4月24日(木) (第17回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(閣法第47号)(衆議院送付)について新藤総務大臣、関口総務副大臣、伊藤総務大臣政務官、一宮人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

堂故茂君（自民）、江崎孝君（民主）、若松謙維君（公明）、渡辺美知太郎君（みん）、

又市征治君（社民）、吉良よし子君（共産）、片山虎之助君（維新）、寺田典城君（結い）、主濱了君（生活）

（閣法第47号）

賛成会派 自民、公明、みん、維新、結い、生活

反対会派 民主、共産、社民

○平成26年5月13日（火）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方自治法改正に関する件、日本郵政株式会社の株式上場に関する件、日本放送協会の役員人事に関する件、4K・8Kテレビの普及促進に関する件、人口減少時代の地方自治体経営に関する件、地方法人課税の改革に関する件、電気通信事業分野における消費者相談に関する件、電波利用の在り方に関する件、日本郵便株式会社の契約社員の待遇に関する件、臨時財政対策債及び地方交付税の在り方に関する件、超高齢化社会における地方財政の課題に関する件等について新藤総務大臣、関口総務副大臣、西村内閣府副大臣、谷復興副大臣、岡田内閣府副大臣、山本財務大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長初井勝人君、同協会経営委員会委員長浜田健一郎君、同協会専務理事塚田祐之君、同協会専務理事吉国浩二君及び日本郵政株式会社常務執行役壺井俊博君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井正弘君（自民）、藤末健三君（民主）、林久美子君（民主）、石上俊雄君（民主）、若松謙維君（公明）、片山虎之助君（維結）、寺田典城君（維結）、渡辺美知太郎君（みん）、吉良よし子君（共産）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

- 地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について新藤総務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 日本放送協会の事業運営に関する件について委員から報告を聴いた。

○平成26年5月15日（木）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について新藤総務大臣、関口総務副大臣、伊藤総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小泉昭男君（自民）、島田三郎君（自民）、吉川沙織君（民主）、藤末健三君（民主）、若松謙維君（公明）、東徹君（維結）、寺田典城君（維結）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成26年5月20日（火）（第20回）

- 地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

明治大学法科大学院教授 碓井光明君
奈良県知事 荒井正吾君
大阪大学大学院法学研究科教授 北村亘君

〔質疑者〕

島田三郎君（自民）、前川清成君（民主）、若松謙維君（公明）、寺田典城君（維結）、渡辺美知太郎君（みん）、吉良よし子君（共産）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）について新藤総務大臣、関口総務副大臣、伊藤総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

渡辺美知太郎君（みん）、吉良よし子君（共産）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）（閣法第75号）

賛成会派 自民、民主、公明、維結、みん、社民、生活

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成26年5月22日（木）（第21回）

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革

の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について新藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年5月27日（火）（第22回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）について新藤内閣府特命担当大臣、関口内閣府副大臣、上野文部科学大臣政務官、伊藤内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

堂故茂君（自民）、那谷屋正義君（民主）、若松謙維君（公明）、寺田典城君（維結）、渡辺美知太郎君（みん）、吉良よし子君（共産）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）（閣法第66号）

賛成会派 自民、民主、公明、維結、みん、社民、生活

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成26年5月29日（木）（第23回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本郵政株式会社等のユニバーサルサービス維持のための支援策に関する件、公務部門における人事政策に関する件、地方法人課税の改革に関する件、人口減少、低所得化の下での行政の優先政策に関する件、国の出先機関の見直しに関する件、都道府県における女性管理職の登用に関する件、日本放送協会における会長発言等の諸問題に関する件、公務員の雇用と年金の接続に関する件等について新藤総務大臣、関口総務副大臣、山本財務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会専務理事塚田祐之君、同協会経営委員会委員長浜田健一郎君及び同協会会長榎井勝人君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君（民主）、吉川沙織君（民主）、

片山虎之助君（維結）、寺田典城君（維結）、渡辺美知太郎君（みん）、吉良よし子君（共産）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

○平成26年6月3日（火）（第24回）

- 調査事件を行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査に変更することを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 行政不服審査法案（閣法第70号）（衆議院送付）について新藤総務大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴き、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）

行政手続法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

以上両案について新藤総務大臣から趣旨説明を聴いた後、

行政不服審査法案（閣法第70号）（衆議院送付）

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）

行政手続法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

以上3案について次の参考人から意見を聴き、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院法学政治学研究科教授 宇賀克也君

弁護士

立命館大学法科大学院教授 斎藤浩君

〔質疑者〕

石井正弘君（自民）、難波奨二君（民主）、若松謙維君（公明）、寺田典城君（維結）、渡辺美知太郎君（みん）、吉良よし子君（共産）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

○平成26年6月5日（木）（第25回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 行政不服審査法案（閣法第70号）（衆議院送付）

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）

行政手続法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）

以上3案について新藤総務大臣、上川総務副大臣、関口総務副大臣、松本総務大臣政務官、山本財務大臣政務官、平口法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

井原巧君（自民）、石上俊雄君（民主）、藤末健三君（民主）、若松謙維君（公明）、片山虎之助君（維結）、寺田典城君（維結）、渡辺美知太郎君（みん）、吉良よし子君（共産）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）（閣法第70号）

賛成会派 自民、民主、公明、維結、みん、社民、生活

反対会派 共産

（閣法第71号）

賛成会派 自民、民主、公明、維結、みん、社民、生活

反対会派 共産

（閣法第72号）

賛成会派 自民、民主、公明、維結、みん、共産、社民、生活

反対会派 なし

なお、行政不服審査法案（閣法第70号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成26年6月10日（火）（第26回）

○放送法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について新藤総務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めるとを決定した。

○平成26年6月12日（木）（第27回）

○放送法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

早稲田大学大学院法務研究科教授 長谷部

恭男君

大阪大学大学院高等司法研究科教授 鈴木秀美君

〔質疑者〕

島田三郎君（自民）、難波奨二君（民主）、若松謙維君（公明）、寺田典城君（維結）、渡辺美知太郎君（みん）、吉良よし子君（共産）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）

○平成26年6月17日（火）（第28回）

○政府参考人の出席を求めるとを決定した。

○参考人の出席を求めるとを決定した。

○放送法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について新藤総務大臣、政府参考人、参考人日本放送協会理事井上樹彦君、同協会会長榎井勝人君、同協会経営委員会委員長浜田健一郎君及び同協会経営委員会委員（監査委員）上田良一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柘植芳文君（自民）、吉川沙織君（民主）、若松謙維君（公明）

○平成26年6月19日（木）（第29回）

○政府参考人の出席を求めるとを決定した。

○参考人の出席を求めるとを決定した。

○放送法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について新藤総務大臣、上川総務副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長榎井勝人君、同協会専務理事板野裕爾君、同協会理事井上樹彦君、同協会理事・技師長浜田泰人君、同協会経営委員会委員長浜田健一郎君、同協会専務理事塚田祐之君、同協会経営委員会委員（監査委員）上田良一君、同協会専務理事吉国浩二君及び一般社団法人日本民間放送連盟専務理事木村信哉君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

片山虎之助君（維結）、寺田典城君（維結）、渡辺美知太郎君（みん）、吉良よし子君（共産）、又市征治君（社民）、主濱了君（生活）（閣法第69号）

賛成会派 自民、民主、公明、維結、みん、

社民、生活

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 行政書士法の一部を改正する法律案（衆第39号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長高木陽介君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆法第39号）

賛成会派 自民、民主、公明、維結、みん、
共産、社民、生活

反対会派 なし

○平成26年6月20日（金）（第30回）

- 請願第621号外32件を審査した。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に

一任することに決定した。

委員派遣

○平成26年2月24日（月）、25日（火）

- 兵庫県及び京都府における行財政状況、消防及び情報通信等に関する実情調査

〔派遣地〕

兵庫県、京都府

〔派遣委員〕

山本香苗君（公明）、二之湯智君（自民）、丸川珠代君（自民）、吉川沙織君（民主）、若松謙維君（公明）、井原巧君（自民）、石井正弘君（自民）、堂故茂君（自民）、石上俊雄君（民主）、江崎孝君（民主）、林久美子君（民主）、吉良よし子君（共産）、片山虎之助君（維新）、寺田典城君（結い）、主濱了君（生活）

（3）委員会決議

—自立的かつ持続可能な財政運営を可能とする地方税財政制度の構築及び東日本大震災への対応に関する決議—

国・地方を通じた厳しい財政状況の下、特に財政力の弱い地方公共団体においては、厳しい財政運営を強いられている状況を踏まえ、政府は、個性豊かで活力に満ちた分権型社会にふさわしい自立的かつ持続的な地方税財政システムを確立するとともに、東日本大震災で被災した地方公共団体が、復旧・復興事業を円滑に実施できるよう、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、今後も、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。

なお、交付税の別枠加算については、巨額の財源不足に対して法定率の引上げで対応できない状況などを踏まえて講じられてきた措置であることを十分留意すること。

二、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、税源の偏在性が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、地方税収の減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、適切な財源補填措置を講ずるとともに、税負担軽減措置等の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対処を行うこと。

三、地方財政計画における歳出特別枠については、地方歳出の実態を勘案して、その必要性を検討することとし、地方公共団体の意見を十分反映するなど、いやしくも一方的な減額により、住民

サービスに大きな影響を与えることがないようにすること。

四、巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることに鑑み、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

五、社会保障全体を持続可能なものとする上で、社会保障分野において地方公共団体が担っている役割が極めて大きいことに鑑み、社会保障関係費の大幅な自然増等に対応するため、更なる財源の充実確保を図ること。

六、地方交付税の算定においては、平成の合併により、市町村の姿が大きく変化したこと等を踏まえ、住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等重要な役割を果たしている支所の財政需要、人口密度等による需要の割増や標準団体の設定等の新たな財政需要に対応できるよう、今後、市町村の実情を勘案しつつ、更に、これらの財政需要に確実に対応できる算定方法を構築すること。

七、地方債制度及びその運用については、平成24年度から導入された民間資金に係る地方債届出制度の運用状況を踏まえ、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど、地方債の円滑な発行と流通、保有の安全性の確保を図ること。

八、公共施設等の除却に係る地方債については、地方債の制限を定めた地方財政法第5条の特例措置であることに鑑み、厳正な運用を図りつつ、地方公共団体の要望に的確に対応するよう努めること。また、第三セクター等改革推進債については、抜本的改革に着手しながらその完了が間に合わなかった地方公共団体について、例外的に経過措置を設けるという趣旨に鑑み、地方公共団体における集中的な取組により、経過措置がその期間内に確実に終了できるよう最大限配慮すること。

九、東日本大震災に係る復旧・復興対策については、被災団体の意向を十分に踏まえ、国、地方の連携の下、機動的・弾力的な対応が図られるよう、引き続き、万全を期すこと。特に、震災復興特別交付税については、復旧・復興事業の実施等に伴う財政需要の動向に応じ所要額の確実な確保を図るとともに、適時適切な交付に努めること。

右決議する。